

令和6年4月11日

総務部長 坂井 元
(契約監理課取扱い)

指名登録業者に対する指名停止について

佐賀市は、4月11日に開催した佐賀市入札者指名等審査委員会において、下記のとおり指名停止の取扱いを審議し、決定しました。

記

1 決定内容

指名停止業者名（本社所在地）	指名停止期間
有限会社クリーンライフテクノサービス (佐賀市新中町11番36号)	令和6年4月12日 ～令和6年6月11日 (2か月)

2 理由

前記事業者は、令和6年3月27日に佐賀市が行った教育施設廃棄物処理業務委託（南部）の指名競争入札において、落札したにもかかわらず契約締結を辞退した。

このことは、佐賀市競争入札参加資格者指名停止等の措置要領別表第2（贈賄及び不正行為等に基づく措置基準）第13号（不正又は不誠実な行為）に該当する。